商品概要説明書

アグリスーパー資金

（2024 年４月１日現在）

商品名	アグリスーパー資金
ご利用いただける方	【個人】（以下の条件をすべて満たす方とします。） ○　当ＪＡの組合員（正組合員、准組合員）の方。 ○　農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○　水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者の方。 ○　原則として山形県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○　信用状況に不安のない方。 ※　信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ山形県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○　その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。 【法人等】（以下の条件をすべて満たす方とします。） ○　当ＪＡの組合員（正組合員、准組合員）の方。 ○　農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○　水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者および特定農業法人・特定農業団体・特定農業団体と同様の要件を満たす方。 ○　原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しない方。 ○　設立後１年以上３年未満の法人等で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。 ○　設立後１年未満の法人等である場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度税込年収が 150 万円以上である方。 ○　原則として山形県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○　信用状況に不安のない方。 ※　信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ山形県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	【個人】 ○　農業生産に直結する運転資金。 【法人等】 ○　農業経営に必要な運転資金。 ※　負債性資金の借換え対応は行いません。
借入金額	○　水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうちＪＡ口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	○　1 年以内とします。

借入利率	○　当ＪＡ所定の利率といたします。詳細については、当ＪＡの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○　当座借越（貯金型）とします。
返済方法	○　指定された貯金口座にご入金された資金（農産物販売代金、水田・畑作経営所得安定対策交付金など）は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	○　原則として、担保は不要です。
保証	○　原則として山形県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○　法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○　法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○　「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○　連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。 【法人の場合】 ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヵ月以内に作成されたものに限ります。
保証料	○　分割払い 利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.38%です。
手数料	○　お借入期間中において、極度額等を変更される場合は、○○円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本店信用共済部(電話：０２３７－５５－０９１０)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ信用共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○ お申込みに際しては、当ＪＡ、および原則として山形県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、契約額が 500 万円超の場合は 5,500 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡみちのく村山